

限界について明確に規定されることとなったものである。

II 規律及び秩序の維持

1 規律及び秩序の意義

一般的な用語としての「規律」とは、①人の行為の規準となるもの、のり、おきて、②秩序、きまり、③規制することをいい、同じく「秩序」とは、①物事の条理、物事の正しい順序・筋道、次第、②特に、社会などの規則立った関係をいうものとされているが（『広辞苑』第5版・岩波書店）、この法律における「規律」と「秩序」は、「規律及び秩序の維持」あるいは「規律及び秩序を害する」と用いられているように、「規律及び秩序」をまとめてひとつの概念としてとらえているのであって、それは、「その社会や集団が正常な状態を保つためのきまりが守られて整った状態」をいうものと理解することとなる。

これを刑事施設に則して言えば、規律及び秩序が維持されている状態とは、「被収容者の収容が確保され、その処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活が維持されている状態」をいう（本条II参照）。具体的には、刑事施設における処遇は、様々な事項に及ぶため、そうした多様な事項に関連するが、その典型的な例としては、被収容者の遵守事項として定めるべき事項を掲げた法74条2項1~9号に列記されているものが遵守されている状態がこれに該当する。

2 規律及び秩序維持の主体

本条において「刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。」とされているのは、諸々の設備と職員並びに被収容者から成る全体としての刑事施設について、規律及び秩序が適正に維持されるべきことを表現したものであって、現実に刑事施設の規律及び秩序を維持するために様々な措置を執る主体は、次条以下で明らかにされているように、刑事施設の長に限定されず、刑務官や刑務官以外の刑事施設の職員も含まれる。

また、単に刑事施設の長や職員が一方的に規律及び秩序を維持するための措

3) 行刑改革会議の提言は、「所内規則が過度に厳格なものとなることによって、……規律を厳格にしなければならないという過剰な意識を刑務官に与え、時として、圧倒的な立場の優位性を背景とした、受刑者に対する一方的な支配状態を招きかねないという弊害も懸念される。」と指摘している（第4の1(6)ア）。